

○春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給事業実施要綱

(平成 22 年 3 月 31 日告示第 52 号)

改正 平成 24 年 7 月 6 日告示第 102 号 平成 25 年 3 月 29 日告示第 52 号
平成 26 年 3 月 25 日告示第 32 号

春日市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱(平成 18 年 9 月告示第 155 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 3 項の規定に基づき、在宅の身体障害者に対し、訪問入浴サービス(入浴車により居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴サービスをいう。以下同じ。)を受ける費用について、訪問入浴サービス費を支給することにより、身体障害者の身体の清潔の保持並びにその介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 訪問入浴サービス費の支給の対象となる訪問入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当する在宅のものとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 訪問入浴サービスを利用しなければ入浴することが困難な者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、訪問入浴サービスを受けることができない。

(1) 感染症を有し、他の者に感染させるおそれのある者

(2) 疾病等により、医療機関に入院し、治療を受ける必要のある者

(3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は同条第 4 項に規定する要支援者となった者

(4) その他福祉事務所長が訪問入浴サービスを受けることが適当でないとする者

(利用回数)

第 3 条 訪問入浴サービスの利用回数は、月 10 回を限度とする。

(訪問入浴サービス費の支給)

第 4 条 市は、対象者が登録事業所(第 12 条の規定により登録した事業所をいう。以下同じ。)から訪問入浴サービスを受けたときは、1 回の利用につき指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年 2 月厚生省告示第 19 号)に規定する訪問入

浴介護費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年2月厚生省告示第22号。以下「厚生省告示」という。)を乗じて得た費用の額に基づき、予算の範囲内において、月ごとに訪問入浴サービス費を支給するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額に基づく訪問入浴サービス費の額の算定については、訪問入浴サービスを行う登録事業所の主たる事務所の所在地にかかわらず、厚生省告示に規定する地域区分がその他である場合の例によるものとする。
- 3 前2項に規定する費用の額に基づく訪問入浴サービス費の額の算定については、法第29条第3項及び第4項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の額の算定の例による。
- 4 市は、対象者が訪問入浴サービスを受けた登録事業所に前3項に規定する訪問入浴サービス費の請求及び受領について委任をしたときは、当該対象者に対する訪問入浴サービス費の支給に代えて、訪問入浴サービス費として当該対象者に支給すべき額を当該委任を受けた登録事業所に支払うものとする。

(支給申請)

第5条 訪問入浴サービス費の支給を受けようとする者(18歳未満である対象者の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)を含む。)は、春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)申請書(様式第1号)により福祉事務所に申請しなければならない。

(支給決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、対象者及び当該対象者の世帯の状況等を調査して、訪問入浴サービス費の支給の可否を決定し、春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)可否決定通知書(様式第2号)により申請した者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により訪問入浴サービス費の支給の決定をした場合における当該決定の有効期間は、当該決定を行った日から起算して1年を経過した日の属する月の末日までの期間を上限とする。

(訪問入浴サービスの利用)

第7条 前条第1項の規定により訪問入浴サービス費の支給の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、訪問入浴サービスの利用に際しては、登録事業所の指示に従い、当該サービスの円滑な遂行に協力しなければならない。

(利用の変更)

第8条 利用者は、決定を受けた訪問入浴サービスの内容について変更を希望するときは、春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)申請書により福祉事務所長に申請しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、第6条第1項の規定に準じて必要な決定を行い、春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)可否決定通知書により申請した者に通知するものとする。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

- (1) 対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 訪問入浴サービスを受ける必要がなくなったとき。

(支給の停止)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定による届出があったとき、又は利用者に対し訪問入浴サービス費を支給する必要がなくなったと認めるときは、速やかに訪問入浴サービス費の支給の停止を決定し、春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給停止通知書(様式第3号)により当該利用者に通知するものとする。

(事業所の登録申請)

第11条 この要綱に基づく訪問入浴サービスを行う登録事業所としての登録を希望する者は、春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録申請書(様式第4号)により福祉事務所長に申請しなければならない。

- 2 登録の対象となる事業所は、訪問入浴サービスを継続的に行うことができると認められる事業所で、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第3章に規定する基準を満たし、介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けたものとする。

(登録)

第12条 福祉事務所長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録可否決定通知書(様式第5号)により申請した者に通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により事業所の登録を決定したときは、春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録簿(様式第6号)に必要な事項を記載しなければならない。

(登録の取消し及び変更)

第13条 登録事業所は、登録の取消しを希望するとき、又は登録された事項に変更が生じるときは、速やかに春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録取消(変更)申請書(様式第7号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、登録事業所が次条の規定に違反したときは、当該事業所の登録を取り消すことができる。この場合において、福祉事務所長は、取消しの理由を付した書面により当該事業所に通知しなければならない。

(登録事業所の義務)

第14条 登録事業所は、法令及びこの要綱の規定に基づき、適正に訪問入浴サービスを実施しなければならない。

- 2 登録事業所は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給事業実施要綱の規定は、施行日以後に受けた訪問入浴サービスに係る訪問入浴サービス費の支給について適用し、同日前に受けた訪問入浴サービスに係る訪問入浴サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日告示第 102 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日告示第 52 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 32 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号(第 5 条、第 8 条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条、第 8 条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給(変更)可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス費支給停止通知書

[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録申請書

[別紙参照]

様式第5号(第12条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録可否決定通知書

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録簿

[別紙参照]

様式第7号(第13条関係)

春日市身体障害者訪問入浴サービス事業所登録取消(変更)申請書

[別紙参照]